

オンサイト利用に関する仕組みの整備に当たっての論点

平成 24 年 12 月 19 日

総務省政策統括官室（統計基準担当）

1. 現状

- 日本においては、高度の公益性が認められる統計的な目的であれば、申請時に利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法等を申請書に記載した上で、利用者の研究室等で調査票情報を利用することが可能となっている。
- 一方で、利用に当たっては、利用目的の公益性や調査対象の秘密保護等の確保の観点から、調査実施機関による審査が行われているが、原則として、利用申請の段階で作成予定の集計様式や分析出力様式をすべて示すことを求めており、利用できる情報（調査事項）についても、集計様式や分析出力様式から見て必要最小限の範囲とされている。この点については、利用者及び調査実施機関双方の負担が大きいとの指摘がある。
- 統計的研究における調査票情報の活用の一層の推進のためには、調査対象の秘密保護のためのセキュリティ確保とともに利用の申請及び審査に係る事務の効率化が求められる。
- 現在、(独)統計センターでは、連携協力協定を締結している学術研究機関等（サテライト機関）のうち、国立大学法人一橋大学及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の2か所をオンサイト利用施設と位置付け、総務省統計局と一橋大学の共同研究（「オンサイト利用施設の試行運用」）として、2名の研究者が、一橋大学の施設を利用して、オンサイト利用施設の運用面での課題検討も含めた研究を実施中（研究途中の段階）となっている。
- 一方で、現行の「統計法第 33 条の運用に関するガイドライン」においてはオンサイト利用に関する記載がある（※）ものの、内容が不十分となっていることから、制度面の関係は必ずしも十分に整理されていない。
- なお、諸外国においては、調査票情報レベルのデータを利用させる場合、情報漏えい対策が十分に講じられたオンサイト利用施設を調査実施機関が指定し、そこに限定して利用させることが一般的となっている。（別添 参考①参照）

（※）場所及び機器の指定に当たり、以下の点に留意する旨の記載等がある。

- ・ 情報管理の厳格な施設及び機器（物理的及び ICT 面のセキュリティが担保された作業環境及びデータ保管環境を整えた設備を有した施設・機器）であること
- ・ データ保護管理のルールを定め、施設及び機器の管理責任者、施設利用者の管理を行う利用管理者を配置した体制により管理されていること
- ・ 管理責任者、利用管理者により、利用者の監視措置、入退室、使用機器の調査票情報使用時における外部ネットワークとの遮断、利用者による不正な持込み及び持ち出しの防止などの措置が取られていること

2. 今後の整備に当たっての主な論点

(1) 意義・利点

オンサイト利用の仕組みを整備することにより、どのような意義・利点があるか

- (例)・ 利用者の研究室等では、使用環境の確認等の監査を行わない限り、実際に申請書どおりの利用環境が確保できているかどうか確認ができなかったが、オンサイト利用施設内ではセキュリティが確保されていることが担保されるのではないか。
- ・ オンサイト利用方式に移行するにつれ、研究室等での利用が減少し、利用環境のセキュリティ確保の実効性が向上するのではないか。
 - ・ 事前チェック方式(※1)から事後チェック方式(※2)に移行することにより、利用者側は施設内で試行錯誤的な研究が可能となるのではないか。また、事後チェックを効率的に行うことにより、提供者側の審査負担の軽減につながる可能性もあるのではないか。
 - ・ 現在は、各調査実施機関がそれぞれ所管する統計調査の調査票情報の提供を行っているが、オンサイト利用施設において一元的に提供を可能とすることで、利用者の利便性が向上するのではないか。
 - ・ 将来的には、調査票情報の提供以外の利用方法に活用できないか。

(※1) 使用する調査事項・作成する統計等を事前に確定して承認を得る方式

(※2) 施設内では試行錯誤的な研究ができ、施設外に成果物を持ち出す際に承認を得る方式

なお、この検討に当たっては、統計法第33条に基づく現在の調査票情報の利用の実態をできる限り把握し、比較検討を行う必要があるのではないか。

(2) 運用主体・運用形態等

- ・ オンサイト利用施設は誰が整備・運用するのか(行政機関、独立行政法人、委託を受けた公的研究機関等)
- ・ 各府省が委託する場合、具体的な委託内容・要件について、ガイドライン等により明確化・統一化を図る必要があるのではないか。また、施設の指定は一括して行う方が効率的ではないか。
- ・ 責任主体等を明確化するため、委託契約等のひな形を作成する必要があるのではないか。

(3) オンサイト利用施設の指定や運用に当たって整理すべき点

- ・ 施設管理者に求められる要件(研究者の支援、事後チェック能力等)について、整理する必要があるのではないか(ヒト)
- ・ 現行のガイドラインよりも具体的な施設・機器の情報漏えい対策等の必要要件を整理する必要があるのではないか(モノ)
- ・ オンサイト施設の運用コストを誰が負担すべきか(施設使用料を徴収することについてどう考えるか)(カネ)

なお、行政資源に限りのある中で、利用者の利便性も確保しつつ、オンサイト利用施設を運用していくためには、公的研究機関等の理解と協力を求めていく必要があるのではないか。

諸外国における統計データの二次的利用制度の状況(概要)

資料1-1(参考①)

提供方法		提供データの種類		
		調査票情報レベルのデータ	匿名データ	パブリックユースファイル
直接利用型	オンサイト型	アメリカセンサス局、アメリカ保健統計センター、イギリス、韓国(政府から委託を受けた者のみ利用可)	カナダ、ドイツ、オランダ、オーストラリア、ニュージーランド(加工度低)	—
	直接利用型	<u>日本</u>	イギリス、ドイツ、オーストラリア、ニュージーランド(加工度高)、 <u>日本</u>	アメリカセンサス局、アメリカ保健統計センター、カナダ、ドイツ、韓国
プログラム送付集計型	参照可能型	韓国(政府から委託を受けた者のみ利用可)	オランダ、スウェーデン、ニュージーランド(加工度中)	—
	参照不可能型	アメリカ保健統計センター、ドイツ(国内研究者向け)	カナダ、ドイツ(国外研究者向け)、オーストラリア	—
オーダーメイド型	従来型(後日提供型)	アメリカセンサス局、カナダ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、 <u>日本</u>	—	—
	リアルタイム提供型	オランダ、オーストラリア(集計元データに、データキューブを利用しているものを含む)	—	—

(注)1 韓国では、調査票情報は、政府から委託を受けた者のみ利用可能となっている。

2 ニュージーランドでは、匿名データは、利用方法に応じて加工度(秘匿度)が異なっている。

3 ドイツでは、プログラム送付集計型による提供は、国内研究者向け(調査票情報レベルのデータ)と国外研究者向け(匿名データ)とで集計元情報が異なる。

4 オランダ及びオーストラリアでは、オーダーメイド型(リアルタイム提供型)について、一部で集計元データにデータキューブと呼ばれる調査票情報を用いて作成された高次元クロス集計表を用いている。

5 これら以外に、統計教育目的にレプリカデータ等を提供している例がある。(次頁参照)

統計教育サービスの状況

調査対象機関名	サービス名	サービス内容
ドイツ連邦統計局	Campus Files	統計教育のために作成された匿名データの一種。無料で提供されている。このファイルは特別に教育目的に作成されているもので強い秘匿が行われており、詳細な分析に向いていないとしている。より秘匿性の低い匿名データを利用する前の訓練用という位置付けとなっている。
ニュージーランド統計局	SURFs (Synthetic Unit Record File) の提供	統計教育に作成されたレプリカデータ。公表されている集計結果から超多次元表を作成し、繰り返し比例補正の手法を用いて作成したものである。無料であり、ウェブサイトを通じて誰でもダウンロードすることができる。
韓国統計庁	統計教育用マイクロデータ	特に大学生及び大学院生のために作成されたマイクロデータ。無料でWeb上に構築されたMDSS (Micro Data Service System) 経由でダウンロードできる。

1. 「平成23年度 統計法施行状況報告」(抄)(平成24年6月 総務省政策統括官(統計基準担当))

別編【基本計画 事項別推進状況】

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

4 統計データの有効活用の推進

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成23年度中の 検討状況又は進捗状況	実施 済・検 討中 等の 別	今 後 の 見 通 し 等
(1) オーダーメ ード集計、匿名デ ータの作成及び 提供	(略) ○ 総務省は、利用者が行政機 関等の指定する場所及び機器により 調査票情報を利用する方法である <u>オンライン利用について検討す る。</u>	各 府 省	平成21年 度から実 施する。	(略) ○ 有識者からなる「統計データの二 次的利用促進に関する研究会」を開 催した(関係府省はオブザーバー参 加)。同研究会においてはオーダーメ ード集計及び匿名データの提供制度 の見直しに加え、 <u>調査票情報のオン サイト利用等政府としての調査票情 報の提供の在り方を含め検討し、オ ンサイト利用を可能とする環境の整 備を図ることとした。</u>	継 続 実 施	—

2. 「平成 23 年度 統計法施行状況に関する審議結果報告書」(抄)

(平成 24 年 9 月 内閣府 統計委員会)

【本編】

Ⅱ 各ワーキンググループの検討結果

(Ⅲ) 第 3 ワーキンググループ関係

3 審議結果

(1) 重点的な審議課題

① 統計データの有効活用の推進

i) 二次的利用関係

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

○ また、法第 33 条第 2 号による調査票情報の利用については、調査対象の識別可能性や情報漏えいのリスクへの対応として厳格な運用が求められている中で、オンライン利用や、匿名データ・教育用擬似マイクロデータとの関係整理も必要である。

(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的考え方

○ また、二次的利用を取り巻く諸課題については、総務省の研究会における検討状況を注視していくこととする。なお、オンライン利用や教育用擬似マイクロデータの検討に当たっては、コストやその負担、国民の理解や研究者に対する国民の信頼感にも密接に関係することに留意が必要である。

3. 「統計データの二次的利用促進に関する研究会 平成 23 年度報告書」(抄)

(平成 24 年 7 月 統計データの二次的利用促進に関する研究会)

7 二次的利用の推進に向けた取組の方向性

(3) オンライン利用に関する仕組みの整備

調査票情報に係るオンライン利用については、民間企業等へのヒアリングにおいて「ニーズはないのではないか」と疑問を呈する意見がある一方、「利用場所の制限があっても、情報の欠損が少ない方が望ましい」という意見もあった。

我が国では、行政機関等からの委託研究や共同研究など高度の公益性を有する利用の場合、調査票情報の提供を受けて利用者の研究室等で統計の作成等を行うことが可能である。一方、近年、諸外国においては、調査票情報を利用させる場合、情報漏えい対策が十分に講じられたオンライン利用施設を調査実施機関が指定し、そこに限定して利用させることが一般的である。

また、旧統計法における目的外利用など、情報通信技術が未発達な時代には、大量のデータを処理・複製することが困難であったが、技術革新が進んだ現代社会では、一たびデータを入手すれば、大量の処理・複製が可能となるため、情報漏えいのリスクは一層高まっているものと考えられ、昨今民間企業においても個人情報である顧客情報が大量に流出し、複製されて広く世界中に出回る事件が頻繁に発生している状況にある。このため、我が国においても、データを外部に持ち出すことができないよう、これらリスクに対応したオンライン利用を可能とする環境の整備を進めることとし、総務省において、オンライン利用に必要な要件を整理した上で、関連するガイドラインの改正を含めて検討を行うことが求められる。

オンサイト利用施設基準

平成 23 年 6 月 1 日
独立行政法人統計センター

調査票情報の利用に係るオンサイト利用施設の基準は、下記のとおりとする。なお、本基準は技術革新、その他社会情勢の変化を受け、見直すことがある。

記

1 運営・管理体制について

オンサイト利用施設を管理する施設管理者を置いていること。

調査票情報の利用者を管理する利用管理者を置いていること。

調査票情報の保護に関する規則を定め、当該規則について組織内研修が行われていること。

2 運営施設について

調査票情報の利用に供するため、施設管理者及び利用管理者並びに施設内で調査票情報の利用を認められた者（以下「施設利用者」という。）以外の立入りを制限し、機密情報を安全に利用できる施設（以下「情報安全利用施設」という。）が整備されていること。

情報安全利用施設への入退室に際し、入退室管理システムによる氏名、所属、日付、時刻の記録を行う措置が講じられていること。

施設利用者に対し、これを外見上判断できるよう、身分証明書を付与すること。

情報安全利用施設に、施設管理者及び利用管理者が用いるパーソナルコンピュータ（以下「管理用 P C」という。）施設利用者の研究分析に供するパーソナルコンピュータ（以下「研究用 P C」という。）が別に設けられていること。

管理用及び研究用の P C に接続するサーバ装置の設置により、施設内ネットワークが構築されていること。

情報安全利用施設に設置する管理用及び研究用 P C 並びに機器等について、定期的にメンテナンスを行い、正常な状態を維持する体制が整えられていること。

3 調査票情報の管理について

情報安全利用施設に、調査票情報を保存した電磁的記録媒体、ドキュメント類を保管する施錠可能なキャビネット、金庫等が設置されていること。

キャビネット、金庫等から調査票情報を保存した電磁的記録媒体の出し入れ

を行った日時を記録する措置が講じられていること。

4 管理用及び研究用PC等について

(1) 管理用PC

識別及び主体認証対策（IDカード、パスワードの設定等）により、施設管理者及び利用管理者以外の利用を制限し、かつ利用履歴を把握する措置が講じられていること。

スクリーンロックの設定により、第三者による調査票情報の閲覧を防止する措置が講じられていること。

コンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策、その他調査票情報の改ざん、漏洩等を防止するために必要な措置が講じられていること。

提供用の電磁的記録媒体に複製する集計結果、その他の情報に対し、暗号化及びパスワード設定が行えるソフトウェアが導入されていること。

管理用PCの盗難、第三者による外部への持ち出しを防止する措置が講じられていること。

コンピュータログファイル（ファイルアクセスを記録するものを含む。）により、管理用PCの操作を記録するための措置が講じられていること。

外部ネットワークとの接続を遮断できる等、調査票情報及び中間生成物の外部への漏洩を防止するための措置を講じていること。

(2) 研究用PC

識別及び主体認証対策（IDカード、パスワードの設定等）により、施設管理者及び利用管理者並びに施設利用者以外の利用を制限し、かつ利用履歴を把握する措置が講じられていること。

スクリーンロックの設定により、第三者による調査票情報の閲覧を防止する措置が講じられていること。

コンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策、その他調査票情報の改ざん、漏洩等を防止するために必要な措置が講じられていること。

CD-R、USBメモリ等の電磁的記録媒体の接続、無線接続機能等の無効化、その他調査票情報の不正な持ち出しを防止する措置が講じられていること。

研究用PCの盗難、第三者による外部への持ち出しを防止する措置が講じられていること。

コンピュータログファイル（ファイルアクセスを記録するものを含む。）により、研究用PCの操作を記録するための措置が講じられていること。

外部ネットワークとの接続を遮断できる等、調査票情報及び中間生成物の外部への漏洩を防止するための措置を講じていること。

(3) サーバ装置

コンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策、その他調査票情報の改ざん、漏洩等を防止するために必要な措置が講じられていること。

5 施設利用者への規制及び監視措置について

パーソナルコンピュータ、カメラ、レコーダ等の記録機器類、無線LAN端末、携帯電話等の通信機器類、その他施設利用者による持込みを検査し、及びその使用を規制する措置が講じられていること。

監視カメラを設置する等し、情報安全利用施設内での施設利用者の行動を継続的に監視できる措置が講じられていること。

施設利用者が調査票情報を用いる場合に、当該利用者に使用が認められていない調査票情報にはアクセスすることができない措置が講じられていること。

施設利用者が集計結果、その他の情報を外部へ持ち出す場合、その内容を検査し、調査票情報の漏洩を防止する措置が講じられていること。

6 報告・検査措置について

施設管理者及び利用管理者の名簿、調査票情報の保護に関する規則、施設内の管理用及び研究用PC、その他の機器等の構成及び配置については、統計センターに提出するものとし、これらを変更する場合も同様とする。

情報安全利用施設は、定期的に統計センターの検査を受けること。また、施設の開設若しくは設備等の変更を行った場合も同様とする。